

質 問 回 答 書

平成30年3月5日午後3時00分更新

入札番号	303004
案件名称	国民健康保険税決定通知書等作成、印字、製本及び封入封緘委託業務（単価契約）（平成29年度債務負担行為設定）
質問回答①	質問
	当初処理時のデータ受け渡し、納品予定日のスケジュールを御教授いただいてもよろしいでしょうか。
	回答
	データ受け渡し予定日 平成30年6月 1日 納品予定日 平成30年6月11日
質問回答②	質問
	当初分について納税通知書と納付書を合封する際、各々の最大枚数は何枚になりますか。
	回答
	納税通知書 1枚 納付書 10枚
質問回答③	質問
	封筒は全て水糊も可能でしょうか。 また、水糊、AD(アドヘア糊)のデザインは同じでしょうか。
	回答
	全て水糊で可能です。 また、水糊、AD(アドヘア糊)のデザインは同じです。
質問回答④	質問
	随時分の封入処理は、当初分と同様に納税通知書と納付書を別々に作成し、合封する認識でよろしいでしょうか。
	回答
	随時分の封入処理も納税通知書と納付書を別々に作成し、合封となります。

質問回答⑤	質問
	作成する「納税通知書」「納付書」「同封物」「封筒」のサイズ、紙質、刷色数の仕様をご教示ください。
	回答
	サイズについて
	納税通知書 横 16 インチ×縦 12 インチ (別紙納税通知書当初用紙レイアウト参照) (別紙納税通知書随時用紙レイアウト参照)
	納付書 横 7.2 インチ×縦 4 インチ (別紙納付書レイアウト参照)
	同封物 A4 サイズを予定
	封筒 横 223 mm×縦 120 mm F 30 mm
	紙質について
	納税通知書 上質紙 70 kg 納付書 OCR 用紙 83 kg 同封物 上質紙厚口を予定 封筒 サラシ 70 g
質問回答⑥	刷色数について
	納税通知書 2 色 (文字 : 黒 枠 : 緑)
	納付書 2 色 (文字 : 黒 枠 : 桃色)
	同封物 1 色 (文字 : 黒)
	封筒 1 色 (文字 : 青 枠 : 青)
質問回答⑥	質問
	封筒の横サイズを 228 mm まで、変更することは可能でしょうか。
	回答
質問回答⑥	可能です。

納税通知書当初(表面)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16																																																																	
1	平成30年度 秦野市国民健康保険税決定通知書								年税額				<table><tr><td rowspan="10">普 通 徴 収</td><td>期別</td><td>納期限</td><td>納付額</td></tr><tr><td>1期</td><td>平成30年 7月 2日</td><td>円</td></tr><tr><td>2期</td><td>平成30年 7月31日</td><td>円</td></tr><tr><td>3期</td><td>平成30年 8月31日</td><td>円</td></tr><tr><td>4期</td><td>平成30年10月 1日</td><td>円</td></tr><tr><td>5期</td><td>平成30年10月31日</td><td>円</td></tr><tr><td>6期</td><td>平成30年11月30日</td><td>円</td></tr><tr><td>7期</td><td>平成30年12月28日</td><td>円</td></tr><tr><td>8期</td><td>平成31年 1月31日</td><td>円</td></tr><tr><td>9期</td><td>平成31年 2月28日</td><td>円</td></tr><tr><td>10期</td><td>平成31年 4月 1日</td><td>円</td></tr><tr><td>随時期</td><td></td><td>円</td></tr><tr><td>随時期</td><td></td><td>円</td></tr><tr><td>随時期</td><td></td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="5">特 別 徴 収</td><td>月別</td><td>引落日</td><td>徴収額</td></tr><tr><td>4月</td><td>平成30年 4月16日</td><td>円</td></tr><tr><td>6月</td><td>平成30年 6月15日</td><td>円</td></tr><tr><td>8月</td><td>平成30年 8月15日</td><td>円</td></tr><tr><td>10月</td><td>平成30年10月15日</td><td>円</td></tr><tr><td>12月</td><td>平成30年12月17日</td><td>円</td></tr><tr><td>2月</td><td>平成31年 2月15日</td><td>円</td></tr></table>				普 通 徴 収	期別	納期限	納付額	1期	平成30年 7月 2日	円	2期	平成30年 7月31日	円	3期	平成30年 8月31日	円	4期	平成30年10月 1日	円	5期	平成30年10月31日	円	6期	平成30年11月30日	円	7期	平成30年12月28日	円	8期	平成31年 1月31日	円	9期	平成31年 2月28日	円	10期	平成31年 4月 1日	円	随時期		円	随時期		円	随時期		円	特 別 徴 収	月別	引落日	徴収額	4月	平成30年 4月16日	円	6月	平成30年 6月15日	円	8月	平成30年 8月15日	円	10月	平成30年10月15日	円	12月	平成30年12月17日	円	2月	平成31年 2月15日	円
普 通 徴 収	期別	納期限	納付額																																																																														
	1期	平成30年 7月 2日	円																																																																														
	2期	平成30年 7月31日	円																																																																														
	3期	平成30年 8月31日	円																																																																														
	4期	平成30年10月 1日	円																																																																														
	5期	平成30年10月31日	円																																																																														
	6期	平成30年11月30日	円																																																																														
	7期	平成30年12月28日	円																																																																														
	8期	平成31年 1月31日	円																																																																														
	9期	平成31年 2月28日	円																																																																														
10期	平成31年 4月 1日	円																																																																															
随時期		円																																																																															
随時期		円																																																																															
随時期		円																																																																															
特 別 徴 収	月別	引落日	徴収額																																																																														
	4月	平成30年 4月16日	円																																																																														
	6月	平成30年 6月15日	円																																																																														
	8月	平成30年 8月15日	円																																																																														
	10月	平成30年10月15日	円																																																																														
12月	平成30年12月17日	円																																																																															
2月	平成31年 2月15日	円																																																																															
2	保険証番号 通知書番号																																																																																
3	あなたの国民健康保険税(料)を本書のとおり決定しましたので納めてください。 平成30年 6月11日								保険税納付方法等																																																																								
4	※下記口座から振替させていただきます。								徴収方法																																																																								
	金 融 機 関 名								特別徴収 義務者																																																																								
	口 座 種 別 振 替 区 分 口座番号								特別徴収 対象年金																																																																								
	口 座 名 義 人								特別徴収 対象年金額				円																																																																				
5	※この納入通知書は「世帯主」宛にお送りしております。世帯主が他の保険に加入している場合も同様です。								(来年度の仮徴収のご案内) 来年度の4月、6月、8月は、特別徴収仮徴収額として、2月の特別徴収額と同額が天引きされます。																																																																								
6	国 民 健 康 保 険 税 個 人 明 細 書																																																																																
7	平成30年度 国民健康保険税の算定明細								被保険者氏名				(月)																																																																				
8	区 分		医 療 分		支 援 金 分		介 護 分		医療分・支援金分有資格月数	介 護 分 有 資 格 月 数				(月)		所得割	均等割	平等割																																																															
	課税標準額/税率	税額	課税標準額/税率	税額	課税標準額/税率	税額	課税標準額/税率	税額		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1																																																														
9	所得割	×	%	円	×	%	円	×	%	円																																																																							
10	均等割	×	%	円	×	%	円	×	%	円																																																																							
	平等割額			円			円			円																																																																							
11	合 計 (A)			円			円			円																																																																							
	軽 減 区 分																																																																																
	均等割額			円			円			円																																																																							
	平等割額			円			円			円																																																																							
12	軽 減 額			円			円			円																																																																							
	軽 減 額 計 (B)			円			円			円																																																																							
	限 度 超 過 額 (C)			円			円			円																																																																							
	増 減 調 整 額 (D)			円			円			円																																																																							
13	条 例 減 免 額 (E)			円			円			円																																																																							
	減 免 額 (F)			円			円			円																																																																							
	年税額 (一般・追徴合計)	①		円	②		円	③		円																																																																							
	(A-B-C+D-E-F)			円			円			円																																																																							
14	年税額 (①+②+③)																																																																																
15	○審査請求等 この通知書に記載された事項に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に秦野市長に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求に対する裁決に不服がある場合は、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、秦野市を被告として(市長が被告の代表者となります)取消しの訴えを提起することができます。																																																																																

12インチ

8インチ

8インチ

16インチ

納税通知書当初(裏面)

○秦野市国民健康保険税条例第2条から13条の規定により算定した保険税額について通知します。

○国民健康保険税の算出方法

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分(40歳～64歳の方のみ)①～③の合算から④、⑤(条件に該当する場合)を差し引いた金額が保険税額です。
本年度40歳になる方(4月、5月生まれは除く)は年度途中で税額が変更になるため、課税月の翌月(1日生まれの方は当月)に税額変更の通知を送付します。

①所得割額	医療給付費分：5.38%	後期高齢者支援金分：1.98%	介護納付金分：1.83%
	平成29年中に所得があった加入者について算定します。【課税総所得金額】(平成29年中の総所得金額－基礎控除33万円)×税率		
②均等割額	加入者1人あたり	医療給付費分：19,600円	後期高齢者支援金分：6,300円 介護納付金分：6,400円
③平等割額	加入1世帯あたり	医療給付費分：20,800円	後期高齢者支援金分：6,700円 介護納付金分：6,800円
④軽減額	・賦課期日現在、前年の総所得金額等の額が判明している世帯で、以下の条件に該当する世帯に対し、②均等割額、③平等割額を軽減します。 (1) 7割軽減 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額等が、33万円以下の世帯 (2) 5割軽減 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額等が、【33万円+27万5千円×被保険者数(抑制の世帯主を除く)】以下の世帯 (3) 2割軽減 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額等が、【33万円+50万円×被保険者数(抑制の世帯主を除く)】以下の世帯 ※その世帯に属する被保険者とは、後期高齢者医療制度へ国保から移行された方を含みます。 ※軽減判定する際の総所得には譲渡所得に係る特別控除、青色専従者給与、事業専従者控除の適用はありません。 ※65歳以上の方で公的年金を受給している場合は、その公的年金にかかる所得から15万円が控除されます。 ※軽減を受けている世帯について、世帯の被保険者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、被保険者人数が減少しても従前と同様の軽減措置をとります。		
⑤限度超過額	①～③まで計算した医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の各合計額が世帯で次の額を超える場合、超えた額を減額します。 医療給付費分：58万円 後期高齢者支援金分：19万円 介護納付金分：16万円		
⑥賦課期日	平成30年 4月1日 (4月2日以降国民健康保険に加入した場合は加入した日)		
⑦月割税額	・年度途中で加入・脱退した場合：加入のない月の保険税を減額します。 ・年度途中で65歳になる場合：年齢に該当する月以降の介護納付金はあらかじめ減額しています。 ・年度途中で75歳になる場合：75歳になられた月の翌月に減額通知をお送りします。		

納税義務者は世帯主です。

- 国民健康保険税は、法律及び条例に基づき国民健康保険の被保険者がいる世帯の世帯主に課税されます。
(世帯主が国民健康保険の被保険者であるか否かを問わない)
- ・地方税法第703条の4
 - ・秦野市国民健康保険税条例第1条の2

国民健康保険税の特別徴収について

世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主(抑制世帯主を除く)で、下記の(1)(2)をともに満たす方が特別徴収の対象となります。(特別徴収とは年金天引きにより保険税を納付していただく事です。)

- (1) 年額18万円以上の年金(担保に供していないものに限る)を受給していること
(2) 国民健康保険税と介護保険料との合算額が特別徴収対象年金額の1/2を超えていないこと
- ※継続して特別徴収の対象となる場合、2月に支給された年金から天引きされた保険税額と同じ金額が、4・6・8月の年金から天引きされます。
なお、本市におきましては、確実な徴収が見込めること並びに徴収事務を円滑に遂行するため、以下の世帯につきましては、現状どおりの普通徴収で対応させていただきます。
- ① 納付方法を口座振替にしている世帯
② 平成30年度中に74歳、75歳に到達する被保険者の方がいる世帯

介護納付金分について

- 40歳から64歳までの被保険者(第2号被保険者)については、医療給付費分及び後期高齢者支援金分に加えて介護納付金分も国民健康保険税として納めていただくことになります。
- 介護納付金分が課されるのは、40歳に達する月から65歳に達する月の前月までです。
40歳又は65歳に達する月とは、誕生日の前日が属する月のことをいいます。したがって、1日が誕生日の方は誕生日の前月が、また、2月29日が誕生日の方は、その年がうるう年であるか否かにかかわらず、2月28日が40歳又は65歳に達する月ということになります。
- (1) 平成30年4月にすでに40歳以上の人は、4月から賦課されます。
(2) 平成30年4月以降に40歳になる人は、40歳に到達した月以降に賦課されます。
(3) 平成30年度中に65歳になる人は、65歳に到達する月の前月分までの税額が当該年度の納期に分割して賦課されます。

国民健康保険税の後期高齢者支援金分について

後期高齢者支援金は、一人あたりの医療費が高く、今後増大が見込まれる後期高齢者の医療費について、共同連帯の精神に基づき公平に負担するという基本理念に基づいて、被用者保険と国民健康保険の各保険者が法律に基づいて負担する負担金です。
国民皆保険の下で、社会連帯の理念に基づいて現役世代が高齢者世代を支援する性格を明確にする観点から、「支援金」という名称を用いています。

緩和措置について

- 75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行した際に、国民健康保険に加入している方の保険税負担が急に増えることがないように、国保被保険者の保険税については、次のような緩和措置があります。
- ① 75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の方が引き続き国民健康保険に加入することになる世帯(特定世帯)
- (1) 国民健康保険税の軽減判定の際に、国民健康保険から移行した後期高齢者(特定同一世帯所属者という)の所得及び人数も含めて軽減所得の判定が行なわれます。
(2) 医療給付費分及び後期高齢者支援金分に係る平等割額を特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する国保単身世帯についてア 特定世帯となった月以降5年が経過する年度末まで:半額
イ アが経過した月以降3年間:3/4 とします。
※この緩和措置は世帯主が変更になった場合、適用対象外となります。
- ② 75歳以上の方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65歳～74歳)が国民健康保険に加入する場合
・被扶養者に係る所得割額について、所得にかかわらず賦課されません。また、均等割額については半額となります。
(旧被扶養者のみで構成される世帯は平等割額も半額となります。)

非自発的失業者に対する国民健康保険税軽減制度について

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇止めなどによる離職(特定理由離職者)をされた方を対象に国民健康保険税が軽減されます(離職時点で65歳未満の方が対象です)。
軽減額は、軽減対象期間内において前年の給与所得のみ、その30/100とみなして国民健康保険税を計算いたします。
軽減期間は離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間です。
※軽減を受けるには申告が必要です。特定受給資格者、特定理由離職者の判定は雇用保険受給資格者証の離職理由コードにより、判定いたします。申告の際は、必ず雇用保険受給資格者証と認め印をご持参ください。雇用保険受給資格者証が無い場合、軽減対象にはなりません。
※特例受給資格者証、高齢者受給資格者証をお持ちの方はこの制度の該当にはなりません。

保険税を納めない・・・

保険税を納めないと、通常の保険証よりも有効期間の短い「短期被保険者証」や「被保険者資格証明書」を交付される場合があります。
納期限までに納付しないため、督促を受け、督促状を発せられた日から起算して10日を経過した日までに国民健康保険税にかかる徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることがあります。
納付が困難な場合には、納税相談もお受けしておりますので、債権回収課までご相談ください。

延滞金について

決定通知書に指定した納期限までに納付されない場合は、税額に対して、納期限の翌日から納付の日までの期間については年9.0%の割合で計算した延滞金に加算されます。(納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間は、前年の11月30日を経過するときにおける基準割引率に年2.7%の割合を加算した割合(上限割合は年7.3%)この場合の年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

国民健康保険から被用者保険(社会保険等)に変更になった場合

- 国民健康保険から被用者保険(社会保険等)に保険証が変更になった場合は、国民健康保険を脱退する手続きが必要になりますので、以下のものをご用意いただき国保年金課までお越しください。
- ・国民健康保険被保険者証
 - ・被用者保険(社会保険等)の被保険者証(脱退される方全員分)または社会保険資格取得連絡票
 - ・認め印(手続きの内容により必要となります)
 - ・個人番号が分かる書類

口座振替(普通徴収)について

1年間の税額を10期(手続きの時期で異なります)に分けてお支払いいただきます。お支払いは、口座振替が便利です。申し込みは、市役所又は市内の秦野市指定金融機関の窓口でできます。

担当・お問い合わせ
〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市福祉部国保年金課
国民健康保険担当 0463-82-9613 (直通)
0463-82-5111 (代表) 内線2185

納税通知書隨時(表面)

平成30年度

秦野市国民健康保険税決定（変更）通知書

保険証番号

通知書番号

あなたの国民健康保険税を本書のとおり決定しましたので通知します。

平成 年 月 日

秦野市長 高橋 昌利

前年度決定額

今年度決定額

納付年月／普通徴収の納期	決定（変更）前（円）	決定（変更）後（円）	納付済額（円）	差引納付税額（円）
平成30年 第1期 6月 平成30年 7月 2日				
平成30年 第2期 7月 平成30年 7月31日				
平成30年 第3期 8月 平成30年 8月31日				
平成30年 第4期 9月 平成30年 10月1日				
平成30年 第5期 10月 平成30年 10月31日				
平成30年 第6期 11月 平成30年 11月30日				
平成30年 第7期 12月 平成30年 12月31日				
平成30年 第8期 1月 平成30年 1月31日				
平成31年 第1期 2月 平成30年 3月28日				
平成31年 第2期 3月 平成31年 4月4日				
平成31年 第3期 4月 平成31年 4月31日				
平成31年 第4期 5月 平成31年 5月31日				
平成31年 第5期 6月 平成31年 6月30日				
平成31年 第6期 7月 平成31年 7月31日				
平成31年 第7期 8月 平成31年 8月31日				
平成31年 第8期 9月 平成31年 9月30日				
平成31年 第9期 10月 平成31年 10月31日				
平成31年 第10期 11月 平成31年 11月30日				
平成31年 第11期 12月 平成31年 12月31日				
平成32年 第1期 1月 平成32年 1月31日				
平成32年 第2期 2月 平成32年 2月28日				
平成32年 第3期 3月 平成32年 3月31日				
平成32年 第4期 4月 平成32年 4月30日				
平成32年 第5期 5月 平成32年 5月31日				
平成32年 第6期 6月 平成32年 6月30日				
平成32年 第7期 7月 平成32年 7月31日				
平成32年 第8期 8月 平成32年 8月31日				
平成32年 第9期 9月 平成32年 9月30日				
平成32年 第10期 10月 平成32年 10月31日				
平成32年 第11期 11月 平成32年 11月30日				
平成32年 第12期 12月 平成32年 12月31日				
平成33年 第1期 1月 平成33年 1月31日				
平成33年 第2期 2月 平成33年 2月28日				
平成33年 第3期 3月 平成33年 3月31日				
平成33年 第4期 4月 平成33年 4月30日				
平成33年 第5期 5月 平成33年 5月31日				
平成33年 第6期 6月 平成33年 6月30日				
平成33年 第7期 7月 平成33年 7月31日				
平成33年 第8期 8月 平成33年 8月31日				
平成33年 第9期 9月 平成33年 9月30日				
平成33年 第10期 10月 平成33年 10月31日				
平成33年 第11期 11月 平成33年 11月30日				
平成33年 第12期 12月 平成33年 12月31日				
平成34年 第1期 1月 平成34年 1月31日				
平成34年 第2期 2月 平成34年 2月28日				
平成34年 第3期 3月 平成34年 3月31日				
平成34年 第4期 4月 平成34年 4月30日				
平成34年 第5期 5月 平成34年 5月31日				
平成34年 第6期 6月 平成34年 6月30日				
平成34年 第7期 7月 平成34年 7月31日				
平成34年 第8期 8月 平成34年 8月31日				
平成34年 第9期 9月 平成34年 9月30日				
平成34年 第10期 10月 平成34年 10月31日				
平成34年 第11期 11月 平成34年 11月30日				
平成34年 第12期 12月 平成34年 12月31日				
平成35年 第1期 1月 平成35年 1月31日				
平成35年 第2期 2月 平成35年 2月28日				
平成35年 第3期 3月 平成35年 3月31日				
平成35年 第4期 4月 平成35年 4月30日				
平成35年 第5期 5月 平成35年 5月31日				
平成35年 第6期 6月 平成35年 6月30日				
平成35年 第7期 7月 平成35年 7月31日				
平成35年 第8期 8月 平成35年 8月31日				
平成35年 第9期 9月 平成35年 9月30日				
平成35年 第10期 10月 平成35年 10月31日				
平成35年 第11期 11月 平成35年 11月30日				
平成35年 第12期 12月 平成35年 12月31日				
平成36年 第1期 1月 平成36年 1月31日				
平成36年 第2期 2月 平成36年 2月28日				
平成36年 第3期 3月 平成36年 3月31日				
平成36年 第4期 4月 平成36年 4月30日				
平成36年 第5期 5月 平成36年 5月31日				
平成36年 第6期 6月 平成36年 6月30日				
平成36年 第7期 7月 平成36年 7月31日				
平成36年 第8期 8月 平成36年 8月31日				
平成36年 第9期 9月 平成36年 9月30日				
平成36年 第10期 10月 平成36年 10月31日				
平成36年 第11期 11月 平成36年 11月30日				
平成36年 第12期 12月 平成36年 12月31日				
平成				

12インチ

8インチ 8インチ

16インチ

納税通知書随時(裏面)

○秦野市国民健康保険税条例第2条から13条の規定により算定した保険税額について通知します。

○国民健康保険税の算出方法

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分(40歳～64歳の方のみ)①～③の合算から④、⑤(条件に該当する場合)を差し引いた金額が保険税額です。
本年度40歳になる方(4月、5月生まれは除く)は年度途中で税額が変更になるため、課税月の翌月(1日生まれの方は当月)に税額変更の通知を送付します。

①所得割額	医療給付費分：5.38% 後期高齢者支援金分：1.98% 介護納付金分：1.83%	平成29年中に所得があった加入者について算定します。【課税総所得金額(平成29年中の総所得金額－基礎控除33万円)×税率
②均等割額	加入者1人あたり 医療給付費分：19,600円 後期高齢者支援金分：6,300円 介護納付金分：6,400円	
③平等割額	加入1世帯あたり 医療給付費分：20,800円 後期高齢者支援金分：6,700円 介護納付金分：6,800円	
④軽減額	・賦課期日現在、前年の総所得金額等の額が判明している世帯で、以下の条件に該当する世帯に対し、②均等割額、③平等割額を軽減します。 (1) 7割軽減 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額等が、33万円以下の世帯 (2) 5割軽減 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額等が、【33万円+27万5千円×被保険者数(擬制の世帯主を除く)】以下の世帯 (3) 2割軽減 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額等が、【33万円+50万円×被保険者数(擬制の世帯主を除く)】以下の世帯 ※その世帯に属する被保険者とは、後期高齢者医療制度へ国保から移行された方を含みます。 ※軽減判定する際の総所得には譲渡所得に係る特別控除、青色専従者給与、事業専従者控除の適用はありません。 ※65歳以上の方で公的年金を受給している場合は、その公的年金にかかる所得から15万円が控除されます。 ※軽減を受けている世帯について、世帯の被保険者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、被保険者人数が減少しても従前と同様の軽減措置をとります。	
⑤限度超過額	①～③まで計算した医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の各合計額が世帯で次の額を超える場合、超えた額を減額します。 医療給付費分：58万円 後期高齢者支援金分：19万円 介護納付金分：16万円	
⑥賦課期日	平成30年 4月1日 (4月2日以降国民健康保険に加入した場合は加入した日)	
⑦月割税額	・年度途中で加入・脱退した場合：加入のない月の保険税を減額します。 ・年度途中で65歳になる場合：年齢に該当する月以降の介護納付金はあらかじめ減額しています。 ・年度途中で75歳になる場合：75歳になられた月の翌月に減額通知をお送りします。	

納税義務者は世帯主です。

- 国民健康保険税は、法律及び条例に基づき国民健康保険の被保険者がいる世帯の世帯主に課税されます。
(世帯主が国民健康保険の被保険者であるか否かを問わない)
- ・地方税法第703条の4
- ・秦野市国民健康保険税条例第1条の2

国民健康保険税の特別徴収について

世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主(擬制世帯主を除く)で、下記の(1)(2)をともに満たす方が特別徴収の対象となります。(特別徴収とは年金天引きにより保険税を納付していただく事です。)

- (1) 年額18万円以上の年金(担保に供していないものに限る)を受給していること
- (2) 国民健康保険税と介護保険料との合算額が特別徴収対象年金額の1/2を超えていないこと

※継続して特別徴収の対象となる場合、2月に支給された年金から天引きされた保険税額と同じ金額が、4・6・8月の年金から天引きされます。

なお、本市におきましては、確実な徴収が見込めること並びに徴収事務を円滑に遂行するため、以下の世帯につきましては、現状どおりの普通徴収で対応させていただきます。

- ① 納付方法を口座振替にしている世帯
- ② 平成30年度中に74歳、75歳に到達する被保険者の方がいる世帯

介護納付金分について

40歳から64歳までの被保険者(第2号被保険者)については、医療給付費分及び後期高齢者支援金分に加えて介護納付金分も国民健康保険税として納めていただくことになります。

介護納付金分が課されるのは、40歳に達する月から65歳に達する月の前月までです。

40歳又は65歳に達する月とは、誕生日の前日が属する月のことをいいます。したがって、1日が誕生日の方は誕生日の前月が、また、2月29日が誕生日の方は、その年がうるう年であるか否かにかかわらず、2月28日が40歳又は65歳に達する月ということになります。

- (1) 平成30年4月にすでに40歳以上の人は、4月から賦課されます。
- (2) 平成30年4月以降に40歳になる人は、40歳に到達した月以降に賦課されます。
- (3) 平成30年度中に65歳になる人は、65歳に到達する月の前月分までの税額が当該年度の納期に分割して賦課されます。

国民健康保険税の後期高齢者支援金分について

後期高齢者支援金は、一人あたりの医療費が高く、今後増大が見込まれる後期高齢者の医療費について、共同連帯の精神に基づき公平に負担するという基本理念に基づいて、被用者保険と国民健康保険の各保険者が法律に基づいて負担する負担金です。

国民皆保険の下で、社会連帯の理念に基づいて現役世代が高齢者世代を支援する性格を明確にする観点から、「支援金」という名称を用いています。

緩和措置について

75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行した際に、国民健康保険に加入している方の保険税負担が急に増えることがないように、国保被保険者の保険税については、次のような緩和措置があります。

- ① 75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の方が引き続き国民健康保険に加入することになる世帯(特定世帯)
 - (1) 国民健康保険税の軽減判定の際に、国民健康保険から移行した後期高齢者(特定同一世帯所屬者という)の所得及び人数も含めて軽減所得の判定が行なわれます。
 - (2) 医療給付費分及び後期高齢者支援金分に係る平等割額を特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する国保単身世帯について
ア 特定世帯となった月以降5年が経過する年度末まで：半額
イ アが経過した月以降3年間：3/4 とします。
※この緩和措置は世帯主が変更になった場合、適用対象外となります。
- ② 75歳以上の方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65歳～74歳)が国民健康保険に加入する場合
 - ・被扶養者に係る所得割額について、所得にかかわらず賦課されません。また、均等割額については半額となります。
(旧被扶養者のみで構成される世帯は平等割額も半額となります。)

非自発的失業者に対する国民健康保険税軽減制度について

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)をされた方を対象に国民健康保険税が軽減されます(離職時点で65歳未満の方が対象です)。

軽減額は、軽減対象期間内において前年の給与所得のみ、その30/100とみなして国民健康保険税を計算いたします。

軽減期間は離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間です。

※軽減を受けるには申告が必要です。特定受給資格者、特定理由離職者の判定は雇用保険受給資格者証の離職理由コードにより、判定いたします。申告の際は、必ず雇用保険受給資格者証と認め印をご持参ください。雇用保険受給資格者証が無い場合、軽減対象にはなりません。※特例受給資格者証、高齢者受給資格者証をお持ちの方はこの制度の該当にはなりません。

保険税を納めないと・・・

- 保険税を納めないと、通常の保険証よりも有効期間の短い「短期被保険者証」や「被保険者資格証明書」を交付される場合があります。
納期限までに納付しないため、督促を受け、督促状を発せられた日から起算して10日を経過した日までに国民健康保険税にかかる徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることがあります。
納付が困難な場合には、納税相談もお受けしておりますので、債権回収課までご相談ください。

延滞金について

決定通知書に指定した納期限までに納付されない場合は、税額に対して、納期限の翌日から納付の日までの期間については年9.0%の割合で計算した延滞金が加算されます。(納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間は、前年の11月30日を経過するときにおける基準割引率に年2.7%の割合を加算した割合(上限割合は年7.3%)この場合の年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

国民健康保険から被用者保険(社会保険等)に変更になった場合

国民健康保険から被用者保険(社会保険等)に保険証が変更になった場合は、国民健康保険を脱退する手続きが必要になりますので、以下のものをご用意いただき国保年金課までお越しください。

- ・国民健康保険被保険者証
- ・被用者保険(社会保険等)の被保険者証(脱退される方全員分)または社会保険資格取得連絡票
- ・認め印(手続きの内容により必要となります)
- ・個人番号が分かる書類

口座振替(普通徴収)について

1年間の税額を10期(手続きの時期で異なります)に分けてお支払いいただきます。お支払いいは、口座振替が便利です。申し込みは、市役所又は市内の秦野市指定金融機関の窓口でできます。

担当・お問い合わせ
〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市福祉部国保年金課
国民健康保険担当 0463-82-9613 (直通)
0463-82-5111 (代表) 内線2185

納付書仕様(表面)

7.2インチ

4.2インチ

1.4インチ

1.6インチ

年度 国民健康保険税 第 期 納付済通知書

通知書番号		納	税 額	円
口座番号	00230-0-960260		延滞金	円
加入者名	秦野市会計管理者		合 計	円
取りまとめ店	〒224-8794 ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター		納期限	

CVS収納用

この納付済通知書は、直接機械に読ませますので汚したり、折り曲げたりしないでください。

収納代行 地銀ネットワークサービス㈱(CNS) (神奈川県秦野市保管・コンビニ本部控 都市コード 14-211)

納付書

年度 (原符) 国民健康保険税

第 期

通知書番号	
口座番号	
加入者名	秦野市会計管理者
日 計	口 数
金額	円
税 額	円
延滞金	円
合 計	円
納期限	

領 収 日 付 印

(金融機関保管・コンビニ店舗控)

年度 領収証書

国民健康保険税

第 期

通知書番号	
税 額	円
延滞金	円
合 計	円
納期限	

上記の金額を領収しました。
秦野市会計管理者

収入印紙不要

領 収 日 付 印

収納代行 地銀ネットワークサービス㈱(CNS) (神奈川県)

4インチ

ミシン目

ミシン目

納付書仕様(裏面)

7.2インチ

1.6インチ

1.4インチ

4.2インチ

※この領収証書は7年間大切に保管してください。

お問い合わせ先

〒257-8501
秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市役所
福祉部 国保年金課
国民健康保険担当
TEL 0463-82-9613(直通)

コンビニエンスストアでは
秦野市に代わり、秦野市税
を代理受領しています。

※バーコードのない納付書及びバーコードが読み取れない場合は、コンビニエンスストアではお取り扱いできません。
※一定期間を経過している納付書は、コンビニエンスストアでのお取り扱いができない場合があります。

納付場所 (金融機関等の名称は変更になる場合があります。)

金	融	機	関
横浜銀行	スルガ銀行	中栄信用金庫	静岡中央銀行
みずほ銀行	神奈川銀行	さがみ信用金庫	平塚信用金庫
中央労働金庫	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行
以上の各本店・支店		秦野市役所内指定金融機関派出所	
秦野市農業協同組合本所・支所・支店			

ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行・郵便局・・・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・山梨県内に限ります。

コンビニエンスストア

コミュニティ・ストア	MMK設置店	セーブオン	セイコーマート
ハマナスクラブ	ハセガワストア	タイエー	セブーンイレブン
ファミリーマート	サークルK	サンクス	ポプラ
くらしハウス	スリーエイト	生活彩家	ミニストップ
デイリーヤマザキ	ニューヤマザキ(イースト)	ヤマザキ(イースト)	ヤマザキ(シャトル)フジヤ
ローソン	ローソンストア100	以上の全国各店舗	

4インチ

ミシン目

ミシン目